

東近江介護サービス事業者協議会規約

(設置)

第1条 近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町の介護保険被保険者が、利用する介護サービスの向上を図り、被保険者が自己の選択に基づくサービス利用により、自立した日常生活を営むことができるよう、東近江介護サービス事業者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、介護サービスに関する各種の情報を共有し、会員相互の連携・交流を図り介護サービス事業運営の課題解決に努めるとともに、利用者の立場に立った質の高い介護サービスを提供することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会が行う事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護サービス事業者間の連携、情報交換に関すること。
- (2) 被保険者からの苦情処理の事例を通じた研修に関すること。
- (3) 介護サービス計画等の事例を通じた研修に関すること。
- (4) その他介護保険被保険者が利用するサービスの質の向上に関すること。
- (5) 介護保険事業計画の推進に関すること。
- (6) 他の協議会との連携等により、幅広く研修、情報交換の機会を設けることができる。
- (7) その他必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町の介護保険被保険者にサービスの提供を行う次の事業者（以下「会員」という。）をもって組織する。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定施設サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護予防サービス事業者
- (5) 指定地域密着型サービス事業者
- (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者

上記サービスについては、基準該当も含むものとする。

2 入退会しようとする事業者は、所定の届を会長あて提出しなければならない。

3 役員会において次に該当すると認められた場合は、退会したものとみなす。

- (1) 会費を長期にわたって納付しなかった場合
- (2) その他役員会で認めた場合

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、その役員は役員会で選出し、次期会長は前期副会長の中から選出し、総会において承認を得る。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 専門部会長 9名
- (4) 監事 2名

2 会長は、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。会長を代理する副会長は、役員会に諮り決定する。

4 専門部会長は、各専門部会員の中から互選によって定め、各専門部会を運営する。また、専門部会長は、必要に応じて、専門部会内に副部会長を置くことができる。

5 監事は、協議会の活動および会計を監査する。

6 役員任期は、1年とし、再任はこれを妨げない。

7 滋賀県介護サービス事業者協議会連合会の役員として、本会より会長および会長が推薦した者をもって充てる。

(オブザーバー)

第6条 協議会にオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町行政の介護保険担当職員とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会議の種類は、次のとおりとする。

総会 年1回
役員会 随時

(総会の成立、議決)

第8条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

2 総会の議決は、出席者の過半数をもって成立する。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算に関する事項
- (2) 事業実績および決算に関する事項
- (3) 規約の変更
- (4) その他、協議会の運営に関し重要と認められる事項

(専門部会)

第9条 協議会の事業を専門的に進めるため、次の専門部会を置く。

- (1) 訪問介護部会(訪問介護・訪問入浴介護)
- (2) 訪問看護部会(訪問看護)
- (3) 訪問リハビリ部会(訪問リハビリテーション)
- (4) 通所サービス部会(通所介護・認知症通所介護)
- (5) 通所リハビリ部会(通所リハビリテーション)
- (6) 小規模多機能部会(小規模多機能型居宅介護)
- (7) 入所サービス部会(施設・短期入所生活介護・短期入所療養介護)
- (8) グループホーム部会(認知症対応型共同生活介護)
- (9) 介護支援部会(居宅介護支援、福祉用具貸与・販売)

2 前項に掲げるもののほか、必要に応じて専門部会を置くことができる。また、上記部会は介護予防サービスを含むものとする。

(ブロック)

第10条 協議会の事業を地域的に進めるため、近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町の各地域にブロックを置くことができる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、年会費、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(会費)

第12条 会費は年単位とし、次により算出された合計額とする。

基本額	1法人につき	10,000円
	1サービス事業ごとの加算額	1,000円

2 年度途中で退会する者にあつては、既納の会費については返還しないものとする。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第14条 この規約に定める事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局を担当する事業所は、会長及び副会長の内1名が当たる。

3 会長は、会計及び事業者情報を担当し、副会長の内1名は、総務を担当する。その他2名の副会長は、会長を補佐する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成17年5月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規約は、平成18年5月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 3 この規約は、平成19年5月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 4 この規約は、平成21年5月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 5 この規約は、平成22年6月4日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 6 この規約は、平成24年6月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 7 この規約は、平成25年6月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 8 この規約は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。